



# ユースワーク チャレンジ事例 大募集



県では、若手従業員が主体となって業務改善や働き方・休み方改革に挑戦する現場主導の好事例（ユースワークチャレンジ）を県内に広く発信することとし、対象取組を募集します。

## 対象となる取組

若手（10～30代）従業員が提案をして実現した業務改善や制度改正等の取組

## 応募特典

- ① 県の特設サイトに取組を掲載
- ② 取組紹介動画を制作 ※数社限定



"若手が働きがいを感じる企業"としてPRにご活用いただけます！

## ユースワークチャレンジとは

働き方や休み方改革につながる業務改善に積極的に取組む若手従業員が活躍する企業の取組のこと

- ・ 休暇制度を若手が提案し導入した
- ・ 業務効率化の若手提案が採用された
- ・ 若手によるインターン改革等

※詳細は裏面へ

## 募集期限

令和8年 7月31日(金)

## お問い合わせ先・応募先

山口県産業労働部 労働政策課  
働き方改革推進班（県庁8階）  
〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL：083-933-3221(直通)  
FAX：083-933-3229  
MAIL：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp



# ユースワークチャレンジ事例

## ユースワークチャレンジってどんなこと？ 例

若手従業員の  
提案を受けて



- 従業員にニーズのある休暇制度の新設や就業規則の見直しが行われた
- 業務フローの効率化により、年次有給休暇の取得が進んだ
- 社内コミュニケーション改善チームが立ち上がり定着意識が向上した
- 社内アンケートを実施し、若手従業員が提案した制度が導入された 等

## ユースワークチャレンジQ&A

Q1

どの程度の内容・規模の取組を想定  
しますか？

A 大きな改革である必要はありません。  
現場から始められる小さな取組も歓迎します。

Q2

取組効果は数値で表す必要がありますか？

A 必須ではありません。  
取組を通じて感じられた職場の雰囲気や意識の  
変化など、定性的な変化を教えてください。

Q3

提案から実現まですべてを若手が行う  
取組が対象ですか？

A 提案が若手であれば対象となります。

## 応募方法

「応募用紙」に必要事項を記載の上、  
写真データ等とともに下記応募先へメールにて  
ご提出ください。

二次元コードを読み込み



<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/339443.html>

〒753-8501 山口市滝町1番1号  
山口県産業労働部 労働政策課  
働き方改革推進班（県庁8階）

TEL：083-933-3221(直通)

FAX：083-933-3229

MAIL：a15900@pref.yamaguchi.lg.jp

